

国立大学法人京都大学株式等管理規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人京都大学会計実施規則（平成16年4月1日総長裁定）第12条の2の規定に基づき、国立大学法人京都大学（以下「本学」という。）が寄附、出資及びライセンス等の対価として取得した株式及び新株予約権（以下「株式等」という。）を適正に管理することを目的とする。</p> <p>(後略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人京都大学会計実施規則（平成16年4月1日総長裁定）第12条の2の規定に基づき、国立大学法人京都大学（以下「本学」という。）が寄附、出資及びライセンス等の対価として取得した株式、<u>新株予約権及び新株予約権付社債</u>（以下「株式等」という。）を適正に管理することを目的とする。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>